

北播磨総合医療センター企業団防火及び防災管理規程

〔平成25年10月1日〕
〔企業管理規程第34号〕

(目的)

第1条 この規程は、消防法（昭和23年法律第186号）第8条の規定に基づき、北播磨総合医療センターの施設における防火管理の業務を定め、火災その他の災害を防止し、その被害の軽減を図ることにより、防火及び防災（以下「防火・防災」という。）の管理の万全を期することを目的とする。

(防火・防災計画)

第2条 前条の目的を達成するため、防火・防災の管理について必要な事項は、この規程によるもののほか、別に定める防火・防災計画による。

(防火・防災管理者)

第3条 防火・防災管理者は管理部長とし、その事務は管理部で行う。

(防火・防災管理業務)

第4条 防火・防災管理者は、防火・防災の管理上必要な次の業務を行うものとする。

- (1) 防火・防災計画の作成及び変更
- (2) 防火・防災計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施
- (3) 消防の用に供する設備の点検及び整備
- (4) 火気の使用及び取扱いの指導及び監督
- (5) 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理
- (6) 災害時の緊急の措置対応
- (7) 消防機関への報告及び届出
- (8) その他防火・防災上必要な事項

(防火・防災管理組織)

第5条 防火・防災管理者は、棟及び階ごとに防火・防災担当責任者を定め、部屋又は火気使用個所ごとに火元責任者を置く。

- 2 防火・防災担当責任者は、担当区域における防火・防災の管理について防火・防災管理者を補佐し、火元責任者を指揮監督する。
- 3 火元責任者は、自ら又は部下職員をして、担当部署における火気の取締を行う。
- 4 職員は、火災予防に十分注意するとともに、日常の火気管理を行う。

(点検及び検査の組織)

第6条 設置されている消防用設備、防火・避難施設、火気使用設備器具、危険物施設の定期点検及び法定点検は、管理部で行うものとする。

(自衛消防組織)

第7条 病院長は、火災、地震その他の災害が発生した場合における消火、防災、通報連絡及び避難誘導の活動を実施するため、自衛消防組織を編成する。

2 自衛消防組織については、統括管理者を置き、本部隊長、地区隊長、班長及び隊員をもって編成する。

(職員の予防措置義務)

第8条 職員は、この規程の趣旨を理解し、火災その他の災害予防に十分注意するとともに、防火・防災の管理業務に積極的に協力するものとする。

(臨時火気使用)

第9条 施設の内外において臨時に火気を使用する場合は、防火・防災担当責任者を経て、防火・防災管理者の許可を得なければならない。

(警報伝達及び火気使用の制限)

第10条 防火・防災管理者及び防火・防災担当責任者は、施設内の諸設備について、火災警報発令下若しくはその他の事情による火災発生の危険又は人命の安全上の危険が切迫していると認めるときは、火気使用等の中止又は危険な場所への立入禁止を命ずることができる。

(教育訓練)

第11条 防火・防災管理者は、火災による被害を最小限にとどめるため、職員の防火意識の高揚を図り、災害時に必要な対応がとれるよう防火教育及び消防訓練を行う。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、防火・防災の管理に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。